

競馬法の一部を改正する法律案参照条文目次

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）	．．．．．	1
○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	．．．．．	8

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）
第二章 中央競馬（第二条―第十八条）
第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の四十六）
第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の三）
第五章 罰則（第三十条―第三十四条）
附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

第三章 地方競馬

（競馬の実施に関する事務の委託）

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会、地方競馬全国協会又は私人に委託することができる。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一 売得金の額（一回の競馬の開催による勝馬投票券の売得金の額又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表の上欄に掲げる金額に相当するときは、当該売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 売得金の額に応じ、当該売得金の額の千分の四以内において農林水産省令で定める金額に相当する金額

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催又は同項第一号に規定する期間ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

(競馬活性化計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬活性化計画の期間

二 競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標

三 当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力を高めるために必要な措置に関する事項

四 当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項

五 競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬活性化計画の実施に必要な事項

3 競馬活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該競馬活性化計画の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬活性化計画の期間が五年以内であること。

二 競馬活性化計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

三 競馬活性化計画に当該都道府県又は当該指定市町村が単独で行う事業に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであること。

5 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

6 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

(競馬活性化計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村（次項及び第二十三条の三十六第一項第八号において「認定都道府県等」という。）は、当該認定に係る競馬活性化計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬活性化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。）に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第七項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第七項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(地方競馬全国協会)

第二十三条の十 地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

(運営委員会の権限)

第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び決算
- 四 事業計画の作成及び変更
- 五 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更
- 六 その他定款で定める事項

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 馬主及び馬を登録すること。
- 二 調教師及び騎手を免許すること。
- 三 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- 四 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。
- 五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の実施に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備（第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。）を行うこと。
- 七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- 八 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。
- 九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- 十 第二十三条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。

- 2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。
- 3 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(補助の業務の適正な実施)

- 第二十三条の三十七 協会は、前条第一項第九号の規定による補助（次項において「補助」という。）を公正かつ効率的に行わなければならない。
- 2 協会から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた業務方法書及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(業務方法書)

第二十三条の三十八 協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 馬主及び馬の登録に関する事項
- 二 調教師及び騎手の免許に関する事項
- 三 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務に関する事項
- 四 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務に係る設置等の対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法
- 五 第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準、当該補助の申請及び決定の手續その他当該補助の方法
- 六 第二十三条の三十六第二項の業務を行う場合には、当該業務に関する事項
- 七 その他農林水産省令で定める事項

(事業年度)

第二十三条の三十九 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(交付金の使途)

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額（その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。）を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

- 一 第二十三条の三十六第一項第九号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務
- 二 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(区分経理)

第二十三条の四十三 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振興勘定
- 二 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理 競馬活性化勘定

(農林水産省令への委任)

第二十三条の四十四 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(監督)

第二十三条の四十五 協会は、農林水産大臣が監督する。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(解散)

第二十三条の四十六 協会の解散については、別に法律で定める。

第四章 雑則

(秩序の維持等)

第二十四条 この法律で別に定めるもののほか、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

(競馬等の監督)

第二十五条 農林水産大臣は都道府県、指定市町村、競馬事務受託者又は協会に対し、都道府県知事は指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、競馬の実施、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が実施されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4 第一項又は前項の規定により職員が立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、これに関係人に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 競馬に係る政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

二 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

三 日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走

四 都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に係るもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

五 都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四条又は第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走

六 協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

七 中央競馬の競走に係る調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 中央競馬の競走

八 地方競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走

九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走

十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走

第五章 罰則

第三十二条の七 第二十三条の四十二の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の八 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした競馬事務受託者（私人に限る。）又は協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

- 二 第二十三条の十三第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十三条の三十六第一項及び第二項の業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第二十三条の四十三の規定に違反したとき。
- 五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十 第二十三条の十四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条の規定に違反した者
- 二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（協会の行う業務に必要な資金の確保）

第八条 協会は、平成十七年度から令和四年度までに限り、第二十三条の四十二の規定にかかわらず、第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から令和四事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

一 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

（競走馬生産振興業務に係る勘定）

第九条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の四十三の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

- 2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三条の四十三第一号中「業務」とあるのは「業務（競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。）」と、第三十二条の九第四号中「第二十三条の四十三」とあるのは「第二十三条の四十三又は附則第九条第一項」とする。
- 3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

（総務省設置法の適用除外）

第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

（業務の範囲）

第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 競馬を実施すること。
- 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。
- 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 競走馬を育成すること。
 - 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
 - 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。
 - 四 その他競馬（馬術競技を含む。次項において同じ。）の健全な発展を図るため必要な業務
- 3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行うときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（

第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業

二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

（事業年度）

第二十二條 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

（余裕金の運用）

第二十五條 競馬会は、次に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一 金融機関への預金

二 国債その他農林水産省令で定める有価証券の保有

（特別積立金）

第二十九條 競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

（特別振興資金）

第二十九條の二 競馬会は、第十九条第三項及び第四項に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第十九条第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合限り、運用し、又は使用することができる。